

## 松阪市AED賃貸借 仕様書

1.	物 件 名	自動体外式除細動器(AED)		
2.	数 量	1台		
3.	参 考 機 種	日本光電	フィリップス	
		AED-3150	ハートスタートFRx+	
4.	同 等 品	上記、又は同等機種以上		
		同等品で見積もる場合は、指定期日までに必ず「同等品承諾願書」にて担当課の承諾を得てください。		
5.	規 格	・AED本体、付属品及び消耗品は新品であること。		
		・AED、電極パッドとも医療器具として薬事法上の承認を得ていること。		
		・日本語音声による操作手順をガイドする機能を有すること。		
		・CPR(心肺蘇生法)の手順のコーチング機能がついていること。		
		・全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が定める「耳マーク」の利用承諾を得た機種であること。		
		・除細動電極パッドは成人と小児の兼用であること。		
		・壁掛金具を取付けることができること。		
6.	付 属 品 及 び 消 耗 品	本体1台に付属する装置等は次のとおりとする。		
		(1)バッテリー1個(待機寿命が概ね4年以上のものとする)		
		(2)除細動電極パッド(成人・小児共通)2組		
		(3)キャリングケース1台		
		(4)レスキューセット1組(セット内容:ハサミ、カミソリ、手袋、フェースシールド、不織布)		
		(5)取扱い説明書1部		
7.	保 守 条 件 等	(6)壁掛金具一式		
		・保証期間はAED本体納入後6年6ヵ月とし、故障等が生じた場合は、担当技術員を派遣し、正常な状態に回復させること。		
		・設置機器に保守担当者の連絡先を明示すること。		
		・AED設置場所を表示するシールを各施設に貼付すること。		
		・納入時に職員に対し、心肺蘇生の流れで機器の操作説明を行うこと。		
		・「6.付属品及び消耗品」に記載した(1)及び(2)は、賃貸借期間内において各々使用期限毎に設置場所へ納入すること。また、賃貸借期間内にAEDを使用した場合には、(2)及び(4)を速やかに設置場所へ納入し、(1)については正常に使用できるよう必要に応じ設置場所へ納入すること。なお、これらの交換は、市が行うこととする。		
		・保守に要する費用は全て契約に含むものとする。		
8.	契 約 期 間	令和元年12月1日から令和8年5月31日まで(78ヶ月)		
9.	設 置 ( 納 入 ) 期 限	令和元年11月30日まで		
10.	設 置 ( 納 入 ) 場 所	松阪市飯南体育センター		
11.	見 積 方 法	<b>◎AED本体と付属品の借上げ及び保守料金(78ヶ月分)</b>		
		・入札価格は、本体及び付属品の借上料と保守料金の合計額を入力すること。		
		・期限が切れた消耗品及び本体使用後の消耗品の納入に係る費用を含むこと。		
		・盗難、破損、故障時の交換費を含むこと。		
・機器納入時の設置作業(壁掛金具を含む)及び期間満了後の撤去費用を含むこと。				

12.	契 約 方 法	長期継続契約による
13.	支 払 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「11.見積方法」に記載した入札価格内訳書1台分の金額に100分の110を乗じて得た金額を78等分した金額を1台当たりの月額とし、毎月後払いとする。また、月額に端数が生じた場合は、契約開始月に支払う。</li> <li>・落札決定業者は、契約締結後、速やかに担当課毎の請求書明細を西部教育事務所へ提出すること。</li> </ul>
14.	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。</li> <li>・高度管理医療機器等賃貸業の許可を有していること。【入札参加申請時に併せて高度管理医療機器等賃貸業許可証の写しを契約監理課調達係までFAXで送付すること。(FAX番号0598-22-3533)。なお、申請書提出期間内に到着しなければ、入札に参加できない。】</li> </ul>
15.	連絡先(担当課)	松阪市教育委員会事務局西部教育事務所 担当:一柳 TEL0598-32-2300